

# 大 気 環 境

## 目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成 28 年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設に係る規制の概要	(6)
表 7	特定特殊自動車に係る規制の概要	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、 ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 9	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 10	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移	(10)



表 1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染常時監視

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	(昭和48年5月16日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和53年7月11日環境庁告示) 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間における1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。	(昭和48年5月8日環境庁告示) 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。

(注) 光化学オキシダントは、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

物質名 項目	微小粒子状物質 (PM2.5)
環境基準	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成21年9月9日環境庁告示)
評価方法	年間の1日平均値の年間平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから98%に相当する値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

2 有害大気汚染物質

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成13年4月20日環境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

3 ダイオキシシン類

物質名 項目	ダイオキシシン類
環境基準	年平均平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(平成11年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。 (資料) 環境部調べ

表 2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )	オゾンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	
一酸化窒素 (NO)	非分散型赤外分析計法
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	紫外線吸収法
微小粒子状物質 (PM2.5)	ベータ線吸収法
炭化水素 (HC)	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法
〔非メタン炭化水素 (NMHC)〕 〔メタン (CH <sub>4</sub> )〕	

2 有害大気汚染物質

測定項目	測定方法
アクリロニトリル	ガスクロマトグラフ質量分析法
塩化ビニルモノマー	
クロロホルム	
1,2-ジクロロエタン	
ジクロロメタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ブタジエン	
ベンゼン	
酸化エチレン	
トルエン	高速液体クロマトグラフ法
塩化メチル	
アセトアルデヒド	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ホルムアルデヒド	
ベンゾ[a]ピレン	
ニッケル化合物	
クロム及びその化合物	水素化物発生原子吸光法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
マンガン及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	加熱気化冷原子吸光法
水銀及びその化合物	

3 ダイオキシシン類

物質名 項目	ダイオキシシン類
ダイオキシシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境部調べ

表3 大気汚染測定局が設置されている市町村（平成28年度）

区域	市町村名	測定局数		合計
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村	14	8	22
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町	10	5	15
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	12	3	15
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	9	1	10
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、田原市（旧田原町を除く）、美浜町、幸田町	8	4	12
計	44市町村（35市8町1村）	63	23	86

(注) 1. 平成29年3月末現在  
 2. 測定局は、県、環境省、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が設置したものが対象である。  
 3. 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。  
 (資料) 環境部課へ

表4 測定局及び測定項目一覧

(一般環境大気測定局)

区	番	号	測定局	所在地	測定項目										備考		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速					
名古屋区	1		国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2		愛知工業高校	北区福徳町字広瀬島350-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3		中村保健所	中村区名染町四丁目7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4		滝川小学校	昭和区滝川町131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5		八幡中学校	中川区元中野町二丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6		富田支所	〃 春田三丁目215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7		惟信高校	港区惟信町二丁目262	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8		白水小学校	南区松下町二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9		守山保健所	守山区小幡一丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10		大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11		天白保健所	天白区島田二丁目201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市管理測定局小計					3	10	0	10	10	10	10	1	10				
(名古屋市内計)					4	11	1	11	11	11	11	2	11				
12		東海市名和町	東海市名和町南之山10-13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13		東海市榑須賀小学校	〃 高榑須賀町大塚36		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14		知多市新舞子保育園	知多市大草字北ノ田81		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋区 計					5	14	1	14	14	14	14	3	14				

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考										
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質		炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速								
東 三 河 区 城	15	大 崎	豊橋市大崎町字柿ノ木16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	16	豊 橋	石巻町字西浦16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	17	管 理	川 大岩町字東郷内111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	18	測 定	依 野依町字上ノ山83-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	19	局	妻 吾妻町84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	20	測 定	本 富本町字国隠20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	21	局	豊橋市管理測定局小計	3	5	0	6	5	4	0	6									
	22	豊 川 市	市役所	豊川市金屋西町三丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	豊 川 市	御津南部分小	御津町御馬字加美15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24	蒲 郡 市	御幸町	蒲郡市御幸町3350-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	田 原 市	豊浦小	田原市豊浦西側85-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>東 三 河 区 城 計</b>				<b>4</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>10</b>									
尾 張 区 城	25	一宮市	松降通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	26	一宮市	小信中島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	27	一宮市	木曾川消防署	一宮市松降通七丁目27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	28	津島市	埋田町	小信中島字川南12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	29	大 山 市	消防署	津島市埋田町二丁目123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	30	江 南 市	古知野町	大山市大字五郎丸字下前田1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	31	岩倉市	中本町	江南市古知野町花震74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	32	弥富市	役所	岩倉市中本町字出口白山1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	33	豊 山 町	豊場	弥富市前ノ須町南本田379-1, 379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	34	あま市	伊福小	豊山町大字豊場字城屋敷117 あま市七宝町伊福河原28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>尾 張 区 城 計</b>				<b>3</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>9</b>									

区 城	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考										
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質		炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速								
内 陸 区 城	35	豊 田 市	加納町西股75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	36	管 理	東部局(宝来町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	37	測 定	中部局(三軒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	38	局	南部局(竹元町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	39	豊 田 市	管理測定局小計	2	4	1	4	4	3	4										
	40	春 日 井 市	朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	41	小 牧 市	高校	小牧市小牧一丁目321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	42	知 立 市	役所	知立市広見三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
43	尾 張 旭 市	東大道町	尾張旭市東大道町山の内2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
44	豊 明 市	中学校	豊明市西川町横井4-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
45	日 進 市	五色園	日進市五色園二丁目2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
46	東 郷 町	春木	東郷町春木字申下1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	長 久 手 市	中学校	長久手市岩作権代30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<b>内 陸 区 城 計</b>				<b>5</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>12</b>									
衣 浦 区 城	47	半 田 市	東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	48	碧 南 市	川口町	半田市東洋町一丁目3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	49	刈 谷 市	寿町	碧南市川口町一丁目169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	50	常 滑 市	保健センター	刈谷市寿町一丁目409	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	51	大 府 市	小学校	常滑市新開町五丁目62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	52	高 浜 市	小学校	大府市桃山町五丁目44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	53	阿 久 比 町	中学校	高浜市青木町六丁目1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	54	東 浦 町	役場	阿久比町大字卯坂字半田ケ峰1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	55	武 豊 町	役場	東浦町大字緒川字政所20 武豊町字長尾山19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	<b>衣 浦 区 城 計</b>				<b>2</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>9</b>								

〔自動車排ガス測定局〕

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考	
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
そ の 他 区 域	56	岡崎市羽根管理測定局	岡崎市羽根町字陣場47	○	○	○	○	○	○	○	
	57	安城農林高校	安城市池浦町茶筌木1	○	○	○	○	○	○	○	
	58	愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷99	○	○	○	○	○	○	○	
	59	西尾市役所一色支所	〃 一色町前野新田34	○	○	○	○	○	○	○	
	60	田原市古田町	田原市古田町岡ノ越6-4	○	○	○	○	○	○	○	
	61	美浜町奥田	美浜町大字奥田字儀路67-1	○	○	○	○	○	○	○	
新 城 消 防 署	62	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石18	○	○	○	○	○	○	○	
	63	新城消防署	新城市平井字新栄83	○	○	○	○	○	○	○	
<b>そ の 他 区 域 計</b>				<b>3</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>7</b>
<b>合 計</b>				<b>22</b>	<b>62</b>	<b>2</b>	<b>63</b>	<b>62</b>	<b>40</b>	<b>12</b>	<b>61</b>

(注1) 市町村及び測定機(○)は平成29年3月31日現在のものである。  
 (注2) 富本の「窒素酸化物」は、平成28年7月6日で測定終了。  
 (資料) 環境部調べ

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目						備 考	
				二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
名 古 屋 区 域	1	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目4-5	○	○	○	○	○	○	○	
	2	名塚中学校	西区新福寺町二丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	
	3	テレビ塔	中区錦三丁目6-15先	○	○	○	○	○	○	○	
	4	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目10-45	○	○	○	○	○	○	○	
	5	港 陽	港区港陽一丁目1-65	○	○	○	○	○	○	○	
	6	千 籠	南区汐田町1304	○	○	○	○	○	○	○	
	7	元塩公園	〃 元塩町2	○	○	○	○	○	○	○	
	8	名古屋管理局小計		1	7	1	7	3	7	1	7
国設飛島自動車交通環境測定所 飛島村飛島新田字竹之郷5				○	○	○	○	○	○	○	
<b>名 古 屋 区 域 計</b>				<b>1</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>8</b>
東 三 河 区 域	9	豊橋市今橋管理測定局	豊橋市今橋町1	○	○	○	○	○	○	○	
	10	豊橋市管理測定局小計		1	1	1	0	1	0	1	
		豊川市桜町	豊川市桜町一丁目3-109	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>東 三 河 区 域 計</b>				<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	
尾 張 区 域	11	稲沢市役所	稲沢市稲府町1	○	○	○	○	○	○	○	
	12	清須市阿原	清須市阿原九丁目192-1	○	○	○	○	○	○	○	
	13	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄80	○	○	○	○	○	○	○	
	14	あま市稲荷公園	あま市篠田稲荷76	○	○	○	○	○	○	○	
	15	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目13	○	○	○	○	○	○	○	
<b>尾 張 区 域 計</b>				<b>0</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	

表 5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	総量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
	総排出量規制	大気汚染防止法	名古屋区域及び 三河山間部を除く区域	特定工場等
	燃料使用基準 (重油その他の石油 系燃料の硫黄含有 率)	大気汚染防止法	名古屋市内の一 部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	特定工場等以外の工場・ 事業場における各ばい煙 発生施設 (法対象施設)
	構造並びに使用及 び管理に関する規 制 (建屋集じん装 置の設置など)	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	工場・事業場に係る窒素 酸化物対策指導要領	大気汚染防止法	県内全域	大気指定工場等に設置す るばい煙発生施設
有害物質 (窒素酸 化物を除く) *1 法と条例で有 害物質の種類が異な る。	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施 設
揮発性有機化合物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施 設
	構造並びに使用及 び管理に関する規 制	大気汚染防止法	県内全域	ガソリンの貯蔵施設など の炭化水素系物質発生施 設
炭化水素系物質	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施 設
	構造並びに使用及 び管理に関する規 制	大気汚染防止法	県内全域	ガソリンの貯蔵施設など の炭化水素系物質発生施 設

\*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化  
珪素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物の5物質  
県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、  
弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、ベンゼン、硫化水素、二硫化炭素、シアニド及びその化合物、ホルムアル  
デヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチル、酢酸  
ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、アクリロニ  
トリル並びに酸化エチレンの22物質  
\*2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質  
(注)平成29年3月現在  
(資料)環境部調べ

区 域	番 号	測 定 局 所 在 地	測 定 項 目										備 考		
			二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 学 オ キ シ ジ ャ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向	風 速					
内 陸 区 域	16	瀬戸市陶原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	春日井市勝川小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	日進市上納池スポーツ公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>内 陸 区 域 計</b>			<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	
衣 浦 区 域	19	碧南市文化会館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	<b>衣 浦 区 域 計</b>			<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	
そ の 他 区 域	20	朝 日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	矢 作	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	大 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<b>そ の 他 区 域 計</b>			<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	
<b>合 計</b>			<b>3</b>	<b>23</b>	<b>7</b>	<b>23</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>21</b>	

(注)市町村名及び測定機(○)は平成29年3月31日現在のものである。  
(資料)環境部調べ

表6 粉じん発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん(石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料(吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設

(注) 平成29年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表7 特定特殊自動車に係る規制の概要

規制対象	特定特殊自動車(オフロード特殊自動車) ※公道を走行しない特殊な構造の作業車(建設機械、産業機械、農業機械等)
規制の種類	特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準(排出ガスの濃度基準等)
対象地域	県内全域
根拠法令	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(注) 平成29年4月現在

(資料) 環境部調べ

表8 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法	電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法	計
1	ボイラー	7,812	82	9		7,903
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	7	1			8
3	熔焼炉・焼結炉・鍛焼炉	13				13
4	溶鉱炉・転炉・平炉	17				17
5	金属溶解炉	540				540
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1,294				1,294
7	石油加熱炉	40				40
8	触媒再生塔	2				2
8の2	燃焼炉	5				5
9	窯業焼成炉・溶融炉	334				334
10	反応炉・直火炉	60				60
11	乾燥炉	436			1	437
12	電気炉	30				30
13	廃棄物焼却炉	223				223
14	鋼・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	2				2
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)					
16	塩素急冷却施設					
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)					
18	活性炭製造用反応炉					
19	塩素・塩化水素反応施設等	10				10
20	電解炉(アルミ精錬用)					
21	硝酸肥料等製造施設	1				1
22	硝酸製造用施設					
23	トリポリ硝酸ナトリウム製造用施設					
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	24				24
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)					
26	鉛系顔料製造用溶解炉等					
27	硝酸製造用施設					
28	コークス炉	8				8
29	ガスタービン	34	633			667
30	ディーゼル機関	392	1,847	6		2,245
31	ガス機関	10	227			237
32	ガソリン機関					
施設数計		11,294	2,790	15	1	14,100
工場・事業場数		3,751	1,853	4	1	4,895

(注) 1 平成29年3月末現在(名古屋、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に係る施設のいづれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境部調べ



表 9 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設  
の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	7	0	0	7
2	堆積場	598	7	0	605
3	ベルトコンベア及び パケットコンベア	3,261	88	2	3,351
4	破砕機及び摩砕機	414	2	1	417
5	ふるい	340	4	2	346
	施設数計	4,620	101	5	4,726
	工場・事業場数	639	3	1	641

(注) 1 平成29年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法又は鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する  
(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境部調べ

表 10 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設(吹付塗装)	134
3	塗装用乾燥施設	23
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離 紙、包装材料製造接着用乾燥施設	92
5	接着用乾燥施設	14
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	17
7	グラビア印刷用乾燥施設	15
8	工業用洗浄施設	17
9	貯蔵タンク	3
	施設数計	320
	工場・事業場数	74

(注) 1 平成29年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量  
1.7t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量  
1.7t超  
2.5t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量  
2.5t超

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kWh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kWh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kWh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kWh)

3 軽貨物車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

小型車(等価慣性重量 1.25t 以下)		中型車(等価慣性重量 1.25t 超)	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	60%	54年4月(54年規制)
57年1月(57年規制)	52%	52%	57年1月(57年規制)
注1(61,62年規制)	29%	37%	注1(61,62年規制)
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	3%	21年10月(21年規制)(0.08g/km)

2トラック・バス

(1) 軽量車

副室式	
49年9月前(未規制)	100%
49年9月(49年規制)	80%
52年8月(52年規制)	68%
54年4月(54年規制)	60%
57年10月(57年規制)	52%
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%

注1. 61年規制: 61年10月手動変速機付車両  
62年規制: 62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

(2) 中量車

副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
63年12月(63年規制)	47%	40%	63年12月(63年規制)
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%	5年10月(5年規制)(1.3g/km)
注3(9、10年規制)(0.7g/km)	25%	14%	注3(9、10年規制)(0.7g/km)
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%	15年10月(15年規制)(0.49g/km)
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%	17年10月(17年規制)(0.25g/km)
注8(21、22年規制)(0.15g/km)	5%	3%	(21、22年規制)(0.15g/km)

(3) 重量車

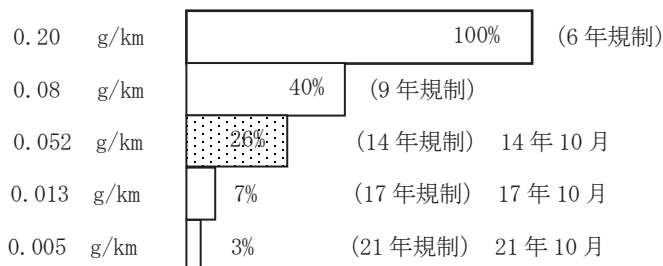
副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%	49年9月前(未規制)
49年9月(49年規制)	80%	80%	49年9月(49年規制)
52年8月(52年規制)	68%	68%	52年8月(52年規制)
54年4月(54年規制)	60%	56%	54年4月(54年規制)
57年10月(57年規制)	52%	49%	58年8月(58年規制)
元年10月(元年規制)	47%	42%	注4(63、元、2年規制)(400ppm)
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%	35%	6年10月(6年規制)(6.0g/kWh)
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)	41%	26%	注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)	31%	20%	注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%	12%	17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)
注8(21、22年規制)(0.7g/kWh)	6%	4%	22年10月(21、22年規制)(0.7g/kWh)
注9(28年規制)(0.4g/kWh)	4%	2%	28年10月(28年規制)(0.4g/kWh)

- 注3. 9年規制: 9年10月手動変速機付車両  
10年規制: 10年10月自動変速機付車両
4. 63年規制: 63年12月車両総重量3.5t以下のもの  
元年規制: 元年10月車両総重量3.5t超のもの  
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)  
2年規制: 2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車
5. 9年規制: 9年10月車両総重量3.5t以下のもの  
10年規制: 10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの  
9年規制: 9年10月車両総重量3.5t以下のもの
6. 15年規制: 15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの  
16年規制: 16年10月車両総重量12t超のもの
7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。
8. 21年規制: 21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの、12t超のもの  
22年規制: 22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの、3.5t超、12t以下のもの
9. 28年規制: 28年10月車両総重量7.5t超のもの  
(けん引自動車を除く)  
29年10月車両総重量7.5t超のけん引自動車  
30年10月車両総重量3.5t長7.5t以下のもの

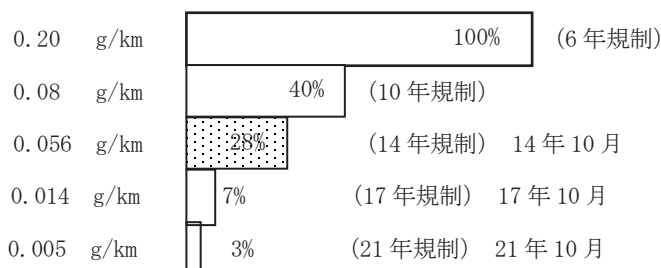
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

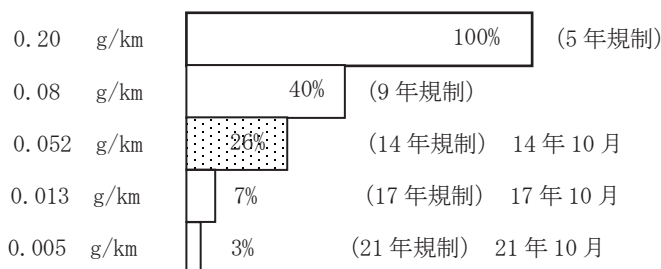
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



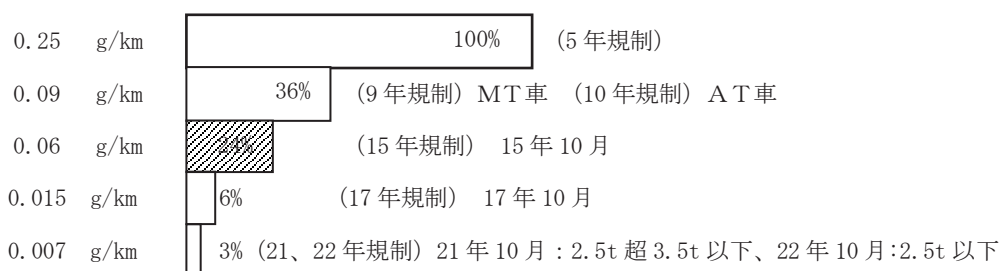
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



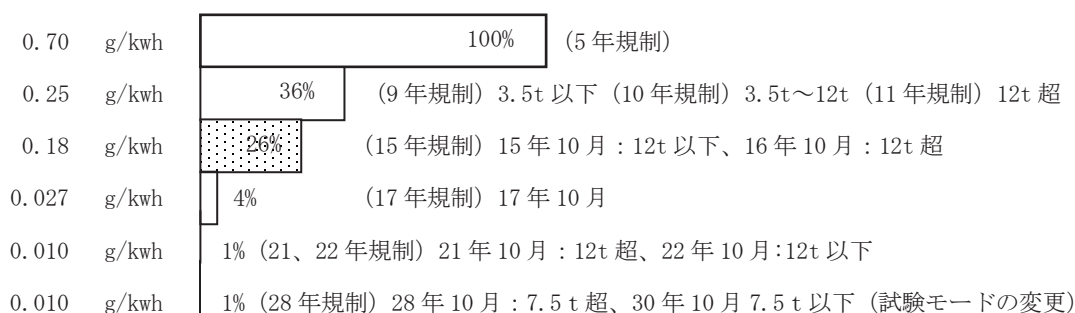
ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※



(資料) 環境部調べ